

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号） 第15条第1項	入居の承継の承認	建築住宅課

1 審査基準は、盛岡市市営住宅条例施行規則（平成9年9月30日規則第40号）第10条第1項に掲げる要件を備えている者であることを承認の基準とするほか、次のとおりとする。

- (1) 引き続き市営住宅に居住を希望する者（同居する者を含む。）が暴力団員でないこと。
- (2) 承認を得ようとする者又はその同居者が病気にかかっていることその他の特別の事情があると認めるときは、盛岡市市営住宅条例施行規則第10条第1項に掲げる要件を備えていなくても承認を行うことがある。

2 標準処理期間は、15日とする。